

平成29年第3回安堵町議会定例会会議録

(2日目)

日時 平成29年9月5日(火) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1番 増井 敬史	2番 浅野 勉
3番 大星 成司	4番 森田 瞳
5番 島田 正芳	6番 中本 幸一
7番 植田 英和	8番 岡田 裕明
9番 田中 幹男	10番 福井 保夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	北田 秀章
教 育 長	楮山 素伸		
総務部門理事	近藤 善敬	民生部門理事	堀口 善友
事業部門理事	中野 彰宏		
総合政策課長	富井 文枝	総務課長	吉村 良昭
税務課長	吉田 彰宏	住民課長	辻井 弘至
健康福祉課長	岡田眞地子	人権同和对策課長	長岡 康
産業建設課長	堀川 雅央	上下水道課長	石橋 史生
教育次長	吉田 一弘	会計管理者 職務代理	西田 淳二

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	富士 青美	書記	成瀬 ひかる
--------	-------	----	--------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第1 一般質問

1 番 増井 敬史 議員

- ①ふるさと納税の返礼品の充実による促進策について
- ②橋梁長寿命化修繕計画の進捗状況について
- ③豪雨災害及び審査発生時のため池の堤の決壊対策について
- ④農業振興地域整備計画の見直しによる企業誘致計画について
- ⑤認知症予防の取り組みの強化について

10 番 福井 保夫 議員

- ①地域見守り活動について
- ②安堵中央公園トイレについて
- ③ヒアリ・マダニ対策について

5 番 島田 正芳 議員

- ①「夏休み工作クラブ」活動について

2 番 浅野 勉 議員

- ①安堵町公立学校における次期学習指導要領の全面实施について

9 番 田中 幹男 議員

- ①来年度からの国民健康保険について
- ②介護保険料滞納者の“罰則”について

開 会
午前10時00分

議長（森田 瞳） おはようございます。

定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

議長（森田 瞳） 日程第1 「一般質問」を行います。

「一般質問」をされる方を申し上げます。1番 増井敬史議員、10番 福井保夫議員、5番 島田正芳議員、2番 浅野勉議員、9番 田中幹男議員です。

質問は受付順に行い、質問時間は答弁を含めて60分以内といたします。よろしくお願いいたします。

それでは、1番 増井議員の一般質問を許します。

1番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

（増井議員 登壇）

1番（増井敬史） 議席番号1番、増井です。本日は5項目に亘りまして質問をさせていただきます。

まず1番目「ふるさと納税の返礼品の充実による促進策について」。

平成28年度のふるさと納税の結果が発表になりました。安堵町は奈良新聞の記事によりますと平成26年度22万円、平成27年度17万円、平成28年度は5件の50万円とのことでした。奈良県の39市町村の中では最下位クラスになっているようですが、ふるさと納税の取り組みについてお伺いします。

2番目「橋梁長寿命化修繕計画の進捗状況について」。

国土強靱化計画においても、老朽化しているインフラの更新計画の取り組みをするとのこ

とですが、当町の橋梁の長寿命化修繕計画についてお伺いいたします。

3番目「豪雨災害および震災発生時のため池の堤の決壊対策について」。

豪雨災害及び大震災発生時には、ため池の堤が決壊することにより、一気にため池の水が流れ出ることによる浸水被害が危惧されます。ため池の水による二次災害、二次被害についてどのような対策を考えておられるのかお伺いいたします。

3番目。失礼しました、4番目です。「農業振興地域整備計画の見直しによる企業誘致計画について」。

当町の農業振興地域整備計画は、平成30年7月に見直しを行う予定であると3月定例会で答弁していただきました。現在、岡崎地区で農業振興地域を準工業地域に都市計画区域が変更され、企業誘致計画は進められています。奈良県農業振興地域整備計画により、あと15ヘクタール農業振興地域を解除して、企業誘致計画も検討可能であるとの答弁をされました。企業誘致をすることにより、雇用を創出することは、定住促進による人口減少対策として大変有効であると認識していますが、どのように計画をされているのかお伺いいたします。

5番目「認知症予防の取り組みの強化について」。

65歳以上の高齢者の認知症患者は、2012年は全国で462万人（有病率15.0%）であったが、2025年には約700万人（有病率約20%）が認知症になると見込まれています。対策をすれば認知症にならずに済むアルツハイマー型認知症が増えており、認知症になる予備軍MCI（軽度認知障害）の段階で予防すれば、認知症にならない可能性があることが最近の通説になっています。年々増加する介護保険の給付金額をできるだけ削減するとともに、高齢者の健康寿命をできるだけ延ばすことが重要と考えています。そのために、当町でも認知症の予防の取り組みをどのようにされているのかお伺いいたします。以上です。

（増井議員 降壇）

議長（森田 瞳） 「ふるさと納税の返礼品の充実による促進策について」答弁を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） はい。おはようございます。総合政策課、富井でございます。

それでは、増井議員の質問にお答えいたします。

議員仰せの、平成28年度における奈良県のふるさと納税の市町村別状況に置かまは、納税金額順位は35位となっていることは承知をしております。他の市町村において、ふるさと納税額が多い、増えている要因といたしましては、返礼品の充実に加え、業者がサービスを提供しているふるさと納税サイトの活用でございます。その伸びは、ふるさと納税サイト活用だけではあまりなく、返礼品の充実、特に食料品関係の特産物を提供することが急激な伸びを生んでいると推察します。本町におけるふるさと納税制度につきましては、平成20年にふるさと寄附金条例を定め、これまでに総額192万円の寄附を頂戴してまいりました。この寄附額のうち、9年間で160万円を特定の方から頂戴していることから、本町での寄附の特徴といたしましては、返礼品目的よりも本来の趣旨である、ふるさとを応援したいという気持ちが非常に強い方からの寄附を、頂戴している傾向にあると考えております。全国的には寄附の大半は返礼品が目的であり、各自治体におきましては返礼品の充実を図ってきたところでございますが、総務省より、過剰な返礼品競争を避けるため寄附額の3割を上限とする通知が、この4月、発せられたところでもございます。本町におきましても、その範囲での返礼品の充実を引き続き検討してまいりたいと考えております。また、一方、返礼品を設定せず事業の目的に賛同いただき、その事業に対して寄附を募る方法で従来のふるさと納税額よりも5倍、10倍と多くの寄附を受けている自治体もあることから、安堵町としても最適なものを検討し、町の知名度アップを図りながら、より多くの方から寄附をいただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

（富井総合政策課長 降壇）

1番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1番（増井敬史） 生駒郡の他町では平成28年度で比較しますと、平群町が377件の562万7千円、三郷町が179件の154万円、斑鳩町が1,143件の1千468万2千円、安堵町は5件の50万円となっており、件数や金額は生駒郡の他町と比べて、比較にならないぐらいに少ないことがわかりました。また、本町の住民が平成28年度に他の自治体にふるさと納税をされた件数は、67件の406万2千円で、町民税の控除額は198万7千円となり、約148万円の赤字となっています。特定の方から毎年寄附をしていただいているとの

ことですが、返礼品の充実を図る等して寄附の件数を増やし、少なくとも赤字にならないようにしていただきたいと思います。また、ふるさと納税の今年度の予算が30万円とのことですが、これでは最初からふるさと納税では赤字となります。税収、マイナスになります。税収の少ない財政的に厳しいとの当町の中で、唯一増収の期待できる制度はふるさと納税だと思うのですが、もっと高い目標金額で取り組まれる考えはないのでしょうか。その点について、お伺いいたします。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。自席より失礼をいたします。

ふるさと納税の他町への寄附額につきましては、議員に情報提供をさせていただきましたが、27年54万7千円、28年144万円の他町への寄附控除額となっております。この件につきましては、交付税算入よりふるさと納税寄附額として算定されますのが75%でございます。赤字になる金額につきましては、差引きしますと若干の赤字となっていることは承知をしております。そして、ふるさと納税収入額の納付額の30万円の予算につきましては、例年通りの予算額として算定をしておりますが、先ほども申しましたが、ふるさと納税返礼品等の拡充も図りながら、より地域活性化も踏まえた商品開発を協力いただけるような事業所の賛同も得ながら、特産物への開発も進めていかなければいけないと確認、検討しているところでございます。が、しかし、ふるさと納税の返礼品につきましては、なかなか特産物が増えない状況でございますので、こういった状況になっているところでもございます。以上でございます。

1番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1番（増井敬史） ふるさと納税の活用事業一覧につきましてなんですけども、北海道の上士幌町におきましては、ふるさと納税を0歳から保育料完全無料、外国人講師により幼児に外国語教育をする、児童公園を設置するという子育て支援の施策に特化した方針を打ち出されました。その結果、その趣旨に賛同して全国から平成28年度だけでも21億円のふるさと納税を集められ、近隣の町や北海道内から子育て世帯の移住者が増えて、人口が増加したという成功

例もあるようです。当町におきましても、返礼品の充実を図るだけでなく、ふるさと納税の制度を活用して、商工業の活性化や子育て支援等のアイデアを出していただきまして、税収増を図っていただきたいと思います。以上でございます。

議長（森田 瞳） 答弁、よろしいか？

1 番（増井敬史） 答弁、お願いします。

議長（森田 瞳） 答弁、求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、どうぞ。

総合政策課長（富井文枝） 自席より失礼をいたします。

議員仰せのふるさと納税の施策に対する賛同をいただきまして、返礼品の目的ではなく、施策に対して賛同を得て寄附を得るということは、そういう制度があり、各自治体、そういった活用の方法をしていることは十分承知をしております。安堵町といたしましても、先ほども答弁をさせていただきましたが、知名度も上げながら、施策に対して賛同いただけるような施策の方向性も考えていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

1 番（増井敬史） はい。

議長（森田 瞳） よろしいですか。

1 番（増井敬史） はい。

議長（森田 瞳） はい。続いて、「橋梁長寿命化修繕計画の進捗状況について」の答弁を求めます。

産業建設課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。堀川産業建設課長。

(堀川産業建設課長 登壇)

産業建設課長（堀川雅央） おはようございます。産業建設課、堀川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、増井議員の「橋梁長寿命化修繕計画の進捗状況について」お答えさせていただきます。

当町におきましては、平成24年に国の指定した延長15メートル以上の主要な橋梁11箇所について長寿命化計画を策定し、平成25年度から改修工事を実施しているところでございます。本年度までに8橋梁については改修が完了しており、残り3橋梁につきましては、本年度に、「三ノ坪橋」の改修工事を予定しています。平成30年度は、「岡崎第1橋」と「柳池橋」2橋梁の改修工事を行う予定でございます。また、平成27年度から29年度に15メートル以下の全ての橋梁について、点検を行い、平成32年度末までに、社会資本整備総合交付金事業の中で、町管理の全ての橋梁についての新たな長寿命化計画を策定し、橋梁の長寿命化を図り、安全・安心のインフラ確保に努めてまいりたいと考えています。以上でございます。

(堀川産業建設課長 降壇)

1番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

1番（増井敬史） はい。平成25年度からは、継続的に橋梁の長寿命化は図られているようで安心いたしました。壊れてから付け替えするとなると、多額の費用と整備期間が必要となりますので、現在の橋梁の長寿命化を図ることで、費用も小額となり、安心が確保されますので、今後も引き続き、計画的に進めていただけるようお願いいたしまして、この質問を終わります。以上です。

議長（森田 瞳） はい。続いて3番、「豪雨災害及び震災発生時のため池の堤の決壊対策について」答弁を求めます。

産業建設課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。堀川産業建設課長。

（堀川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（堀川雅央） 失礼します。引き続き、増井議員の「豪雨災害及び震災発生時のため池の堤の決壊対策について」答弁させていただきます。

議員も御承知のとおり、現在、ため池につきましては、各大字の水利組合が管理しておられます。しかしながら、近年、ため池の決壊による災害が発生していることから、当町におきましても、平成25年度にため池防災対策等推進事業といたしまして、町内にあります11箇所のため池につきましては、一斉点検を実施いたしました。この結果につきましては、危険度の高いため池につきましては、水利組合長に御報告させていただいています。豪雨による決壊の危険性につきましては、ため池の構造上、一定以上の水が流入するとオーバーフローすることにより、それ以上水位が上がらない構造となっていることから、緊急に整備が必要なため池はございませんでした。

次に、震災による決壊の危険性につきましては、「整備の優先度が高い」との判定は3箇所ありましたが、そのうちの2箇所につきましては、すでに他の事業との関連により改修済みでございます。残り1箇所につきましては、改修整備ができるまでの間は、ため池の貯水量を半分にしていただくなど、管理に十分な注意を払っていただくようお願いしているところでございます。議員も御承知のとおり、農業用ため池の改修工事は、国・県・町と地元受益者との応分の負担により行うものでございますので、今後、地元水利組合と協議しながら進めてまいりたいと考えています。以上でございます。

（堀川産業建設課長 降壇）

1番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

1番（増井敬史） 緊急整備の優先度が高いとの判定の、未整備の1箇所についてですが、もし決壊した場合の被害がどのような規模になるのか、減災の対策をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

産業建設課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。堀川産業建設課長。

産業建設課長（堀川雅央） 自席より失礼いたします。

未整備のため池の貯水量は24,000立方メートルでございますが、常時、半分程度の貯水量で管理していただいておりますので、決壊時の流出水量は12,000立方メートル以下であると考えています。また、当該池のもっとも弱いと判定された箇所の下流域は、水田が広がっており、人家等はほぼない地域でございます。減災の対策といたしましては、先ほども答弁させていただきましたように、常時、半分程度の貯水量で管理をお願いしているところでございます。以上でございます。

1番（増井敬史） はい。

議長（森田 瞳） 堀川産業建設課長にちょっとお聞きしますけどね、危険度の高いため池、最終的に1箇所ということで先ほど報告がありました。どこですか、危険度の高いため池というのは。どこの池のことですか。はい、どうぞ。

産業建設課長（堀川雅央） 「佃池」でございます。笠目の。笠目というか。

議長（森田 瞳） 増井議員、佃池のことはわかるんですか。

1番（増井敬史） はい。

議長（森田 瞳） それをわかって、今質問をされておる。はい、どうぞ。

1番（増井敬史） はい。笠目の佃池についてなんですけど、ため池を管理されている水利組合にもいろいろ様々な事情があると思いますけども、危険と判定されているところをいつまでも放置しておくということは、望ましいことではないと思いますので、町としましても協力していただいて、早期に改修できるよう進めていただくようお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

議長（森田 瞳） それ、そんな答弁。回答せな。地元水利ではっきりしてもらわな、仕方ないやん。それ、言わんと、あかんやないか。

産業建設課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、どうぞ。

産業建設課長（堀川雅央） 今、議長から御指摘があったところですが、最初に答弁をさせていただきましたように、農業用ため池につきましては、改修工事については、国・県・町と地元水利組合との応分の負担により行うものでございますので、今後、地元水利組合と協議をしながら進めてまいりたいという答弁をさせていただいております。

議長（森田 瞳） はい。増井議員、それでよろしいですか。

1 番（増井敬史） はい、結構です。

議長（森田 瞳） はい。続いて、「農業振興地域整備計画の見直しによる企業誘致計画について」答弁を求めます。

産業建設課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。堀川産業建設課長。

（堀川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（堀川雅央） 失礼します。引き続き、増井議員の「農業振興地域整備計画の見直しによる企業誘致計画について」答弁させていただきます。

農業振興地域制度の目的は、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し、必要な政策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的としています。従いまして、安堵町農業振興地域整備計画の見直し時に、都市計画区域の変更、企業誘致の計画を当該計画に織り込むことは適切ではないと考えています。以上でございます。

（堀川産業建設課長 降壇）

1 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1 番（増井敬史） 平成30年の「農業振興地域整備計画」の見直し時には、企業誘致の計画はしないということは理解いたしました。平成33年には、奈良県都市計画審議会による都市計画の見直しがあり、用途地域の見直しも図られると聞いていますが、そのときには当町における企業誘致に係る用途地域の変更を計画しておられるのか伺いいたします。

産業建設課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。堀川課長。

産業建設課長（堀川雅央） 自席より失礼いたします。

議員御指摘の企業誘致は雇用の創出、定住促進、人口減少対策には大変有効であると考えています。しかしながら、企業誘致のための都市計画区域の変更には、非常に多くの制約があり、また固定資産税の問題や、農業の継続の問題や、減災の問題等、地権者や地域住民の生活に大きく関わってきますので、この方々の理解や同意が必要と考えています。このような諸条件が整うところにつきましては、今後、検討してまいりたいと考えています。よろしくお願ひいたします。

1 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

1 番（増井敬史） 用途地域の変更につきましては、地権者や地域住民の理解が得にくいことは理解しておりますが、このままの状況では安堵町の人口は減っていく一方だと考えております。新たな政策が必要であると考え、このような質問をさせていただきました。今後、人口減少の歯止めとなるような政策を積極的に進めていただけるようお願いしたいと思います。以上でこの質問を終わります。

議長（森田 瞳） はい。続いて5番、「認知症予防の取り組みの強化について」答弁を求めます。

健康福祉課長（岡田眞地子） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。岡田健康福祉課長。

（岡田健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（岡田眞地子） 健康福祉課長、岡田です。よろしく申し上げます。御質問にお答えします。

認知症は、現在、社会の大きな問題となっており、増え続ける認証対策は重要なことと認識しております。当町の取り組みといたしましては、健やか安堵21計画に基づき、健康診査を受けて、高血糖状態や喫煙、多量飲酒、運動不足などの生活習慣の改善や健康づくりに取り組む人が増えますよう、健康相談や集団指導、安堵健康ウォーキングマップの普及などを行っております。それと同時に、社会福祉協議会は高齢者の閉じこもりを防ぎ、つながりの場となる地域サロンへの支援や「いきいき百歳体操」の普及等を行っております。また、認知症の早期発見や予防を啓発し、住民それぞれが問題意識を持って、認知症に関心を持っていただきますよう、認知症サポーター養成講座を開催し、今までに約400人に御参加いただいております。生活習慣の改善、外出の機会を増やす、近所とのつながりをもつなどに努めていただきながら、安心して生活できるよう、住民の方と協働で今後も進めてまいりますので、更なる御理解、御協力をお願いいたします。以上です。

（岡田健康福祉課長 降壇）

1番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

1番（増井敬史） 健やか安堵21計画に基づき、認知症予防につきまして様々な取り組みをされていることは、よく理解いたしております。日ごろの活動に対しまして、深く感謝を申し上げます。ところで、全国の65歳以上の認知症患者が、2012年に462万人(有病率15%)であるとのことですが、当町の認知症患者数は、何人おられるかは把握されているのでしょうか。お伺いいたします。

健康福祉課長（岡田眞地子） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。健康福祉課長。

健康福祉課長（岡田眞地子） 自席より失礼します。

当町の認知症患者数を把握しているかという御質問にお答えします。

介護認定の訪問調査や主治医意見書等の記載事項により、何らかの認知症状を有しておられる方を知ることが可能かとは存じますが、あくまでも介護認定を受けられた中の認知症状を有している方についてですので、当町の認知症患者数は把握しておりません。認知症患者数の推量の一つとしては、有病率はあるかとは考えます。以上です。

1 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

1 番（増井敬史） ありがとうございます。そして、介護保険や認知症に関する費用を含めた医療費は毎年増加しておりますが、認知症予防や介護予防により、給付額の増加を抑制するための目標を、当町におきましても、設定することが重要であると考えております。具体的な数値目標について、設定されているのか伺いいたします。

健康福祉課長（岡田眞地子） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。健康福祉課長。

健康福祉課長（岡田眞地子） 自席より失礼します。

給付費の増加を抑制するための目標値についての御質問について、お答えさせていただきます。

認知症予防や介護予防を進める効果として、給付費の増加が緩やかになることは考えられますが、一方、必要な介護サービスを受けることによって、認知症の重症化を防ぎ、進行を緩やかにする認知症対策も、一つであるとも考えられますので、給付額の目標値は設定しておりません。以上です。

議長（森田 瞳） はい。

1 番（増井敬史） はい、ありがとうございました。

議長（森田 瞳） 増井議員、もうよろしいですか。

1 番（増井敬史） はい。以上です。

議長（森田 瞳） まだ、30分ありますよ。

1 番（増井敬史） はい。結構です。ありがとうございます。

議長（森田 瞳） はい。これで1番、増井議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 次、10番、福井議員の一般質問を許します。

10 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

（福井議員 登壇）

10 番（福井保夫） おはようございます。10番、福井です。

1 番目に、「地域見守り活動について」。

他の市町では、事業所と地域見守り活動に関する協定を締結していますが、安堵町ではどうですか、伺います。

「安堵中央公園トイレについて」。

約50メートルしか離れていない2つのトイレを、一晩中電気を点けて開放していますが、電気代等、無駄と思われますがどうですか、伺います。

「ヒアリ・マダニ対策について」。

保育園・小学校・中学校の先生に、ヒアリに噛まれたときの対応等の指導、広報等での住民への周知等対策はされますか。また、北海道でマダニによる死者が出たり、50代の女性が感染した猫に噛まれて死亡した例があります。マダニによる対策はされますか、伺います。

以上です。

(福井議員 降壇)

議長(森田 瞳) はい。「地域見守り活動について」の答弁を求めます。

健康福祉課長(岡田眞地子) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。岡田健康福祉課長。

(岡田健康福祉課長 登壇)

健康福祉課長(岡田眞地子) 御質問にお答えいたします。

独居高齢者が安心して地域で生活を続けていくためには、地域の見守り活動の推進は重要であると認識しております。安堵町地域包括支援センターや民生児童委員、安寿会等が独居高齢者への訪問を行っており、積極的に自治会や安寿会の活動、地域のサロン等に参加いただくことで近所の方々とつながりを更に深めていただけるよう支援しております。

高齢者の見守りについては、事業所等と協定を締結する方法は有効な手段と認識しておりますが、単体の効果よりも住民同士のつながりで支えあえるネットワークが有効であるとも言われています。当町といたしましては、小さな町であることを生かして、日常的にさりげなく声を掛け・見守る、向こう三軒両隣の見守り活動を推進することで地域の支えあえるネットワークの構築を進めてきたところでございます。また、以前より町内や近隣にある金融機関等に、日常業務の範囲において必要なときには包括支援センター等関係機関と連携していただくようお願いし、さらに、奈良県農業協同組合とは協定を結ぶべく準備しているところでございます。今後も、住民の方と協働で向こう三軒両隣の見守り活動を浸透することに取り組んでまいりますので、更なる御理解、御協力をお願いいたします。以上です。

(岡田健康福祉課長 降壇)

10番(福井保夫) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。福井議員。

10番(福井保夫) 自治会長を私もしていましたが、新興住宅では、向こう三軒両隣からの情報だけでは当てにならないところがあります。また、金融機関の外回りの行員、職員の人たちに

しても、協定を結んでいけば通報もするでしょうが、結んでなければ「まあ、いいか」と通り過ぎることもあると思います。ヤクルト、ヨシケイの配達員の皆さんにも呼び掛け、あらゆる手段で、万全を期すべきであると思います。高齢者の方々を守りましょう。守ってください。これで、この質問を終わります。

議長（森田 瞳） はい。続いて2番、「安堵中央公園トイレについて」答弁を求めます。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田教育次長。

（吉田教育次長 登壇）

教育次長（吉田一弘） 教育委員会事務局の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの福井議員の質問にお答えします。

御質問の安堵中央公園内の2箇所のトイレについてでございますが、現在24時間365日、誰でも使用できるというふうにしております。これは、中央公園利用者、また中央公園内の体育施設の利用者だけではなく、近隣を通行される方にいつでも使用していただけるようにという配慮によるものでございます。しかしながら、御指摘のように2箇所のトイレは、近距離に位置しておりますので、電気代等のコストも考慮して、どちらか1箇所にする 것도検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

（吉田教育次長 降壇）

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

10番（福井保夫） いつも、朝4時ごろ、ウォーキングをしています。あの近辺を歩いています。

2箇所のトイレは、離れていないのに明々と電気が点いています。これはどうも不経済といえますか、電気代のコストも、ここ1箇所にすればなと思います。今後、検討していただきたいと思います。これで、質問を終わります。この質問を終わります。

議長（森田 瞳） はい。3番、「ヒアリ・マダニ対策について」答弁を求めます。

住民課長（辻井弘至） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。辻井住民課長。

（辻井住民課長 登壇）

住民課長（辻井弘至） 住民課の辻井です。どうぞよろしくお願いいたします。

県からヒアリに関する情報提供は住民課の方にありまして、それを教育委員会の事務局の方に周知させていただいている関係で、住民課から答弁をさせてもらってもよろしいでしょうか。

10番（福井保夫） はい。

住民課長（辻井弘至） ありがとうございます。それでは、福井議員の御質問にお答えいたします。

保育園・小学校・中学校におきましては、園児及び子どもたちの安全な活動場所を確保するため、園庭及び校庭の清掃、雑草等の除去を心掛け、ヒアリやマダニを始め、害虫等の発見に努めるよう職員に周知しております。ヒアリの疑いのある場合は、園児及び子どもたちの安全を考え、原則、除去を行わず関係機関へ連絡を図り、対応に努めてまいります。また、ヒアリに噛まれたときの対応等につきましては、園児及び子どもたちの状況を十分確認し、速やかに医師の診察を受けるよう周知しております。噛まれたときの具体的な対応マニュアルが示されておらず、今後県に対し、早期の対応マニュアルを示していただくよう申し述べていきたいと考えております。現在、奈良県でのヒアリの発見、またマダニによる感染者の報告はございませんが、今後もホームページや広報誌での注意喚起や予防方法等の周知を図ってまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

（辻井住民課長 降壇）

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

10番（福井保夫） 特に、園児・小学生の低学年の子どもたちに対する指導をお願いしたいと思
います。この一般質問を出した後、兵庫県伊丹市の公園で毒蛇に噛まれて、小学生5年生が一
時重体という事案もありました。私たちの子どものころは、外で遊ぶことが多く、周りの人
から毒蛇、特にマムシの怖さを知らされてきました。子ども間でも、いろいろと伝えていま
した。最近の子どもたちは、毒蛇への怖さ、また区別もつかないと思います。もう6、7年
前ですかね、10月ごろだったと思いますが、笠目の通学路でマムシが車に轢かれて死んで
いるのを見たことがあります。安堵町でもかなりいると思います。毒蛇についても、子ども
たちに指導をお願いしたいと思います。子どもたちの命を守ってください。以上で10番、
福井の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） はい。ただいま、10時40分でございます。11時まで休憩いたします。

休 憩（午前10時40分）

再 開（午前11時00分）

議長（森田 瞳） 再開いたします。10番、福井議員の一般質問が終わりました。

続いて5番、島田議員の一般質問を許します。

5番（島田正芳） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。島田議員。

（島田議員 登壇）

5番（島田正芳） おはようございます。議席番号5番、島田正芳でございます。

本日は2問、質問をする予定でしたが、2問目の「笠目新家地区の下水道について」、
先日の総務産業建設常任委員会委員長報告でされた中身と重複しますので、本日、ここで取
り下げさせていただきます。

質問事項。

「夏休み工作クラブ活動について」。

質問の趣旨。

夏休み中の放課後活動について、先生方は子どもらのために、一生懸命御指導いただいておりますことに感謝をいたします。そこで、今回、「夏休み工作クラブ」のことで質問いたします。

40名の先着順ということで、あとは受け付けないということになっておりました。ほかにも複数の児童が、参加したいという声がありました。1課程、1時間30分教えていただくということになっておりましたが、受付で遅れてきた児童のために、もう1クラス作って子どもたちに、だめではなく夢と希望を与え、喜ばしていただくことは考えられませんでしたか。お伺いいたします。

(島田議員 降壇)

議長(森田 瞳) はい。今、島田議員から説明がございましたとおり、通告されておりました一般質問の中で、笠目新家地区の下水道につきましては、取下げの申し出がありましたので御了解ください。

「夏休み工作クラブ活動について」の答弁を求めます。

教育次長(吉田一弘) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。教育次長。

(吉田教育次長 登壇)

教育次長(吉田一弘) それでは、ただいまの島田議員の質問にお答えさせていただきます。

御質問の「夏休み工作クラブ」についてでございますが、本年度8月17日に開催いたしました。募集につきましては、定員40名で、原則、小学生を対象に募集しており、先着順とさせていただきます。この定員人数についてですが、平成26年度までは定員30名で実施しておりましたが、受講希望者が徐々に増えてきましたことから、27年度から定員40名に増やして対応してまいりました。今年度、7月号広報誌に案内記事を掲載させていただきます。また6月28日ごろには安堵小学校を通じまして、児童にチラシを配布いたしました。その他、町のホームページへの掲載とともに、役場、トーク安堵カルチャーセンター、図書室などにもチラシを置いて事業のPRに努めたところでございます。その後、

7月1日から申込受付を開始いたしましたところ、7月12日には定員いっぱいとなり、その時点で申し込みの受け付けを締め切りさせていただきました。今年は例年よりも早く定員いっぱいになり、その後、数件の申し込み希望や問い合わせに対しまして、お断り申し上げたという状況でございます。講師の確保などの問題もありまして、御指摘いただいているように、もう1クラス追加するというような対応はできなかったために、締め切り後の数件の希望につきましては、お断りせざるを得ないという状況になってしまいました。ここ数年の受付状況を見ますと、定員に満たない年もあり、また定員いっぱいになった年も、8月上旬になってやっと定員が埋まるというような状況でございました。そういった状況から、この工作クラブが、今年、割と早く定員いっぱいになったということで、夏休みのイベントとして子どもたちに定着してきていると考えられ、そういう意味では大変喜ばしいことであるというふうに感じております。しかし、一方で、定員がいっぱいになったために申し込みをお断りしている状況もございます。講師の確保、あるいは部屋のキャパシティの問題なども、課題もございますが、今後、定員や回数など、工夫を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

(吉田教育次長 降壇)

5番(島田正芳) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。島田議員。

5番(島田正芳) ありがとうございます。

講師の確保や部屋の広さなど、諸般の事情があるとは思いますが、子どもたちが楽しい夏休みを工作クラブに来てよかったと思えるよう、今後はできるだけ希望者全員が受講できるような仕組みを考えていただきますように、よろしく願いいたします。

以上を以って終わります。

議長(森田 瞳) これで、5番、島田議員の一般質問を終わります。

議長(森田 瞳) 次に、2番、浅野議員の一般質問を許します。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。浅野議員

（浅野議員 登壇）

2番（浅野 勉） 議席番号2番、浅野勉でございます。

本日の質問事項。

「安堵町立学校における次期学習指導要領の全面实施について」。

質問の要旨。

次期学習指導要領の全面实施時期が、公立小学校では平成32年度から、公立中学校では平成33年度からに決定され、今年度29年度は、改定内容について、周知・徹底の時期であると捉えることができます。安堵町教育委員会として、本町の特色ある教育の展開のために、次期学習指導要領を1番、どのように捉えているのか。また2番、全面实施に向けて、今後どのように準備を進めていかれるのかを具体的に御説明をお願いいたします。以上です。

（浅野議員 降壇）

議長（森田 瞳） 「安堵町立学校における次期学習指導要領の全面实施について」答弁を求めます。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田教育次長。

（吉田教育次長 登壇）

教育次長（吉田一弘） それでは、ただいまの浅野議員の質問にお答えさせていただきます。

御質問の次期学習指導要領については、国の中央教育審議会で議論・検討された後、答申が出され、これを受けて平成29年3月に次期学習指導要領が告示されました。全面实施時期については、御承知のとおりでございます。今回の改訂では、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを大きな目的としており、その際に子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」が効果的に運用されることで、学校教育の改善・充実の好循環を生み出すことが期待さ

れています。また、各学校が社会と連携・共同しながら教育課程を編成して、それを実施・評価し改善していくこと、これをカリキュラム・マネジメントと申しますが、これが重視されており、教育活動の質を更に向上させて、教育効果の最大化を図ることが期待されております。さらに、我が国の優れた教育実践に見られる普遍的な視点である「主体的・対話的な深い学び」の実現に向けた授業改善を推進することが求められてきます。

平成29年度は、この新学習指導要領を周知徹底する時期でございます。安堵町立学校においても、管理職や各教科の担当教諭を中心に伝達講習を順次受講している状況でございます。秋以降には校内研修などにより、更に周知を図ってまいります。

小学校では、5年生・6年生で外国語科が新たに追加され、また3年生・4年生では外国語活動が新たに追加されてきます。これは、標準時数が単純に増加することになりますので、どのように授業時数を増やして教育課程を編成するのか、今後の課題になってくると言えます。この授業時数の増加への対応につきましては、今後校内で様々な意見を出し合いながら、教育課程編成を検討していくことになってきます。また、小学校の教職員にとっては、今まで授業として教えてこなかった外国語科を授業として教え、そして評価していくという必要性があり、これについても県教育委員会の研修などに積極的に参加し、教職員のスキルアップを更に図っていくとともに、教材研究なども進めているところでございます。以上でございます。

(吉田教育次長 降壇)

2番(浅野 勉) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。浅野議員。

2番(浅野 勉) はい。ただいまの御答弁の中で、『社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」』という内容にも触れられておられましたが、これは教育課程を介して地域社会とつながる学校づくり、また学校を核とした地域の創生にもつながっていくものと考えております。

では、安堵町立学校において、「社会に開かれた教育課程」の実現をどのように進めて行かれるのかをお伺いいたします。

教育次長(吉田一弘) はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。教育次長。

教育次長（吉田一弘） 自席から失礼いたします。

現在、安堵町立学校では、多くの地域住民の方に支えられております。登下校の見守りや学校の環境整備、読書の読み聞かせ活動、様々な体験活動の支援、そしてパソコン指導支援など、大変幅広いボランティア支援をいただいております。また、郷土学習や地域行事への参加などを通じて、地域住民の方々とふれあう機会が多々ございます。地域社会が子どもたちの成長を支えている、そしてそれが安堵町の地域創生につながっているというふうに考えております。このような地域社会との関わりの中で、協働・連携を大切にしながら学校教育が、更に地域社会に開かれたものになるように進めて行きたいと考えております。以上でございます。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。浅野議員。

2番（浅野 勉） はい。新学習指導要領の大きな変革として、小学校への外国語科が教科として導入されることは挙げられております。先ほどの答弁の中で、「どのように授業時間数を増やすのが課題」とありましたが、現時点ではどのような対応策を考えておられるのか、お伺いいたします。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。教育次長。

教育次長（吉田一弘） 小学校への外国語科の教科としての導入などによる、標準授業時数の増加について、具体的に申し上げますと、1限45分の授業が3年生から6年生で、週1回増加するということとなります。現行でも水曜日以外は、ほぼ6限授業というふうになっており、水曜日は5限授業とさせていただいております。そこで、対応策の一つとして考えられるのが、帯時間の利用ということでございます。例えば、週3回15分ずつの授業を行うということで、1限45分の授業とする方法でございます。ほかには、水曜日でも6限授業にすることも、検討していかなければならないというふうに考えています。ただ、今申し上げたことには、それぞれクリアしなければならないこともございますので、抜本的な校時割の

見直しも含めまして、学校内で慎重に検討を重ねていく必要があるというふうに考えております。以上でございます。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。浅野議員。

2番（浅野 勉） ただいま、御説明がありましたように、学校現場は限られた授業時間数でのカリキュラムの編成が求められています。これは一つの提案なんですけども、従来の総合的な学習の時間、これは学習の時間ということで教科ではございません。ですので、総合的な学習の時間を帯の時間にして、今回教科になった外国語科、英語の時間を1単位時間として時間割に組み込むという方法も考えられますが、いかがでしょうか。小学校での外国語科の導入に伴う授業時数の増加にどう対応するのかは、学校現場で慎重に討論を重ねていただきたいと思っております。また、中央審議会の答申では、学習指導要領が「学びの地図」として、「子どもたちが身につくべき資質・能力や学ぶべき内容などの全体像をわかりやすく見渡せる」ことが期待されております。「何をどのように学ぶのか」、そして「何ができるようになるのか」という観念が重要視されています。学校とは、わからなかったことがわかるどころです、できなかったことができるようになるどころです。新学習指導要領も、開かれた学校と家庭・学校・社会教育の連携を更に目指しています。生涯学習の基礎を培う学校教育の推進のため、この新学習指導要領の全面実施に向けて、本年度中に周知徹底をして、完全実施までに十分な準備を進めていただくようお願いをいたしまして、本日の質問を終わります。

議長（森田 瞳） 答弁、よろしいですか。

2番（浅野 勉） はい。

議長（森田 瞳） これで、2番、浅野議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続いて9番、田中議員の一般質問を許します。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。田中議員。

9番（田中幹男） はい。

（田中議員 登壇）

9番（田中幹男） 9番、田中幹男でございます。今日は2点、質問をさせていただきます。

一つ目に、来年度、30年4月から国保料の県単位化が始まり、多くの自治体で値上がりが予想されております。前回質問した以降の進展について、お伺いいたします。

一つ目には、保険料、保険税が一体どうなるのか。この間、県の思案も発表されておりますので、具体的数字を以ってお願いしたいと思います。

二つ目は、前回も質問しましたが、累積赤字分の解消についてどうなさるのか、お伺いいたします。

二つ目、「介護保険滞納者の“罰則”（ペナルティー）について」お伺いをいたします。

介護保険は、相次ぐ値上げの中、高い保険料が払えず滞納する人が増えています。その滞納者に対するペナルティー（罰則）を科しております。その結果、必要な介護を受けられない人も出ております。安堵町の実態と考え方について、お伺いしたいと思います。以上でございます。よろしく申し上げます。

（田中議員 降壇）

議長（森田 瞳） 田中議員の質問の1番、「来年度からの国民健康保険について」の答弁を求めます。

住民課長（辻井弘至） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。辻井住民課長。

（辻井住民課長 登壇）

住民課長（辻井弘至） 住民課の辻井です。よろしく申し上げます。

田中議員の御質問にお答えいたします。

国保再編による全体像ですが、県単位化による都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、国民健康保険運営の中心的な役割を担うこととなります。そのため、国民健康保険運営指針に基づき県は、市町村が納める国民健康保険事業費納付金の額を決定するとともに、市町村の保険料率の参考となる標準保険料率が示されることとなります。これに基づき市町村は、被保険者証等の発行といった資格管理、保険料の決定や賦課徴収、特定検診・特定保健指導といった保険事業を引き続き実施していくこととなります。

「保険税について」ですが、県単位化により、県が財政運営の責任主体となることから、安定的な運営を行う必要があり、県が示す標準保険料率に基づいて、適正な賦課を行ってまいりたいと思っております。

「赤字分解消について」ですが、当町は長年、国民健康保険税を抑え、国民健康保険被保険者の負担軽減に努めてまいりましたが、国民健康保険特別会計は累積赤字が膨らんでいる現状でございます。赤字分の解消につきましては、県が示す標準保険料率に赤字分の税率を追加する必要があるため、国民健康保険被保険者に負担を求めることとなりますので、慎重に検討を重ねてまいりたいと思います。どうぞ、御協力のほどよろしくお願いいたします。

(辻井住民課長 降壇)

9番(田中幹男) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。田中議員。

9番(田中幹男) 先月、私たち共産党では、地方議員団と県会議員団が奈良県庁に行きまして、県知事に対して要望書を手渡し、交渉をしております。

要望書は、住民が納得するまで延期を含め国に要望すること、国庫負担金の大幅増額を国に求めること、県も応分の負担をすること、県連制度や一般会計の法定外繰入を認めること、などを要望しております。

現状で保険料が県単位化されますと、特に御杖村や山添村等が大きく上昇することは考えられます。言ってみれば、今まで保険料を低く抑えてきた、努力されてきた自治体ほど大幅な上昇が、なるということが予想されます。特に山添村についていいますと、長年に亘る保険助成の推進で、医療費の抑制をしてきた実績があります。そこで、質問をいたします。

一つは、生駒郡4町で一番安い安堵町の保険税は、一体どうなるのか、具体的数字を以ってお聞きしたいということでもあります。累積赤字についても、進展があればお答え願いたいと思います。

住民課長（辻井弘至） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。住民課長。

住民課長（辻井弘至） 自席から失礼いたします。

30年度からの県単位化に向けての保険税率ですが、県からのお示しされる標準保険料率がまだ示されておりませんので、具体的な数字につきましては、今後、赤字分の上乗せ等も鑑みて保険料率を確定していきたいと考えております。

また、赤字分につきましては、町といたしましても重要事項でございますので、議会及び国民健康保険運営協議会の委員の皆様の御意見をいただきながら、慎重に検討していきたいと思っております。以上でございます。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。田中議員。

9番（田中幹男） 数字を具体的に示すことが、なぜできないのか。指針、出ているんですよ、県の指針。読んでます？読んでますか、ちゃんと。出ないということは、あり得ないじゃないですか。もう大分前に出ているんですよ。どうでしょうね。

議長（森田 瞳） ちょっと待つて。田中議員にちょっと申し上げますけども、この辺の議論の保険料が、これからこう変わっていくであろうということについての第一段階として、国保運営協議会が安堵町の方にも設置されております。で、この議会代表ということで、田中議員にはその中の委員に加わっていただいているはずでございます。だから、そのところの中での話、協議の中でしっかりと意見をさせていただいて、行政の方の受入れを、答申を出すわけでございますので、その辺のことについての、保険料のことについては、まだ時期尚早と、私はそう判断をいたします。私もその協議会の中でも議長でございますので、私の考える部分については、そういうような思いがいたしますので、ちょっとこの場で保険料のことに関しては、ちょっとまだちょっと先のことと思われまして、差し控えていただきたいこう思います。どうぞ、田中議員、仰ってください。どうぞ。

9番（田中幹男） はい。はっきりした数字が出てないという、率が決まってないということなんでしょうけどね。それをどういうふうにするのかというふうな、決まれば数字は当然出てくる

わけですね。それと、累積赤字をどうするのかね、この辺についても行政の中で話し合いはされていないんですかね。

議長（森田 瞳） それは、今の、議員の質問の2番目のことですか。

9番（田中幹男） はい、そうです。

議長（森田 瞳） 2番として、「約1億に上がる赤字分解消について」ということの内容ですか、今のは。

9番（田中幹男） はい、そうです。

議長（森田 瞳） それについて、御答弁ください。

住民課長（辻井弘至） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。どうぞ辻井課長。

住民課長（辻井弘至） 自席から失礼いたします。

赤字解消につきましては、県が示す標準保険料率に赤字分を上乗せした形での保険料を被保険者に負担していただく解決策と、あと一般会計からの法定外繰入による考え方があるのではないかと考えております。以上でございます。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。田中議員。

9番（田中幹男） 私もやっぱり、法定外繰入を考えなきゃいけないと思うんですけどね。もちろん、全額というのは、なかなか難しい話だというふうには思いますけども。例えば、2015年でいいますとね、5つの自治体で法定外繰入をした実績があるんですよ。で、一番多い十津川村では、一人あたり2万9千円、2番目、五條で2万1千円、葛城で9千438円、広陵で7千722円、斑鳩町が3千713円の法定外繰入をしております。こういう数字が出ております。こういうことも、全部とは、当然、できないとは思いますが、なるべく、

国民健康保険を受けている人の過大な負担にならないような配慮を、是非して欲しいと思います。それを要望して、この質問を終わります。

議長（森田 瞳） はい。田中議員、今仰っておられる中で、この1番の保険税、また赤字分解消の、この内容、解消のことについて、これはお互いにこっちを優先すればこっち、こっちを優先すればこっち、こうなるわけですよ、これはね。だから、この辺のことについては、国保、運営協議会で十二分にまた議論した後、答申を出して、で、先ほど仰った県や国の方に、共産党議員団が一生懸命、陳情、要望を持って行かれたと、これはもう当たり前、我々もそれに追従して一緒に行きたいぐらいですよ、これはね、要望を出すということに関しては。このことに関しては、共産党独自でなしに、また我々議員の方にいろいろとそういう内容のことも告げていただいて、我々も一生懸命、町の負担に、軽くなるような方策を講じていけたらいいんじゃないかなという思いも、議会としていたしますので、またその辺、仰ってください。

9番（田中幹男） はい。

議長（森田 瞳） はい。それでは続きまして、「介護保険料滞納者の“罰則”について」お答えください。

健康福祉課長（岡田眞地子） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。どうぞ。

（岡田健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（岡田眞地子） 健康福祉課、岡田です。よろしくお願いします。

御質問にお答えいたします。

介護保険料を1年以上滞納された場合は、費用の全額を一旦利用者に負担していただく償還払いとなり、滞納が2年以上の場合は、一定期間3割の自己負担となります。安堵町の現状については、滞納者の実情に応じ、支払い方法を相談させていただいており、現時点では、給付制限となった方、あるいは自己負担3割の方はおられません。今後も、必要な介護給付を受けられるよう、保険料納付相談を行うとともに介護保険の周知に努めてまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。以上です。

(岡田健康福祉課長 降壇)

9番(田中幹男) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。田中議員。

9番(田中幹男) 今は罰則規定が、この、あるんですけれども、三段階に分かれているんですよ。

1年以上滞納した人、1年6ヶ月以上滞納した人、2年以上滞納した人、それぞれ罰則規定があって、それぞれ違うんですよ。今、答弁の中で、最悪の2年以上滞納した人も、1割負担が3割負担になるという人はいないということです。給付相談をしながらね、対応されているということでは、大変結構なことだというふうに私は思いますし、これからもそのようにしていただきたいというふうに思います。それから、一つ、考え方についてね、私はお伺いしたいと思うんですけれども、何で介護保険にこの罰則規定があるんでしょうかね、そもそも。これが、私はおかしいと思うんですよ。うん。例えばね、国民健康保険なんかは、滞納しても罰則規定ありませんよね。5年滞納した分を払えという制度はないんですよ。それは、もう、国保以上に、この厳しい内容になっているわけですね。介護保険というのは、当然、社会保険ですかね、金のない人が払えないということも出てくるんですよ。だからこそ、国や県の負担が出てくるという話だというふうに私は思います。こんな罰則規定を設ける自体がおかしい。私的な保険じゃないんですよ、公的な保険なんですよ。これはもう、早くやめるべきだというのが私の考え方ですが、その辺についてはどう考えられますでしょうか。お願いします。

健康福祉課長(岡田眞地子) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。課長。

健康福祉課長(岡田眞地子) はい。自席から失礼します。

議員の仰るとおり、罰則規定があるということについて、お考えはよく理解させていただきました。ただ、介護保険料を納めていただくというのが、財源の基になっております。国、県も、そして40歳以上の方が、保険料として納めていただいているのも基にはなっていますけれども、やはり納めていただいて受けていただく給付であるということが、考えの中にあるのではないかなと理解しております。以上です。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。田中議員。

9番（田中幹男） この介護保険が始まったのは、2000年なんですよ。2000年の全国平均の保険料というのは、2千911円だったんです。現在、これがどうなっているかというと、5千500円、5千514円、1.9倍になっているんですね。安堵町はそれより高い、5千700円という保険料であります。そもそも、高いんですよ。特に、低所得の人も保険料というのは、役場の窓口へ直接納める普通徴収になっていて、幾らだと思います？月1万5千円ずつ、年間18万、こんな数字で払えっていうことがね、私は無理だと思いますよ。それは確かに、保険料、払ってもらわないと運営ができないという仕組みもあるけれども、だからこそ国や県で対応されているんだというふうに思いますので、是非、そういう考え方に立って、これからも介護保険の行政を進めていただきたいというふうに要望いたします。以上で質問を終わります。

議長（森田 瞳） はい。これで、9番、田中議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

議長（森田 瞳） 昨日、本会、終わりに、終了時にですね、総務産業建設常任委員会、そして文教厚生常任委員会の会期中の案件について申し上げさせていただきました。その中の文教厚生常任委員会の学力・学習状況調査の、体力も含めてのテスト結果ということで、これを議題とすると。そして、あと一点ですね、就学前教育の方向性についてということで、これも教育委員会から報告をしたいと、旨ございましたので、これも含めまして、文教厚生常任委員会で御説明を問うということになりましたので御了解を得たい。今日の質問の中で、浅野議員が質問されて、なかなかしっかりと説明して答弁をしていただきました中で、新学習指導要領、これの開かれた学校ということで、仰っていただきました。正に、私もこれと同感でございます。特色のある、例えば外国語、授業に導入してはどうかというような意見もあったわけです。これは、以前から私たちの、安堵町の学校に対しての、要するに希望なんですよ、特色あるということで、これは英語に限らずですよ。そうしたことで、質問していただいたことに私も同感をいたしました。それで、私、この9月3日の日にですね、生駒郡の中学生の野球大会があったんですよ、生駒郡内の野球大会。それで、私、これ、孫が出演しておりますので、野球大会に行きました。安堵町、チームがないんですよ、これ、恥ずかしい話です。本当に寂しい思いをいたしました。中学生で、要するにチームがないということは、

要するに小学生はどうかいうて、小学生はチームないんですね、少年野球のチームがないです。これは、中学生、チームで設立できるはずがない。これがね、私、この就学前の教育ということのこの方向性、ここから出発しないとだめなんですね、この、就学する前から。そして、就学して1年生に入って行って、小さいときからやっぱりそうしたことの活動をしていかないと、私はだめだと。だから、私、9月3日の、その中学生の生駒郡の中で、三郷、平群、斑鳩ですか、ここのチームはしゃんとしてる、出てきてるんですよ。安堵町はチームないですよ、安堵町の中学校のチームが。もうほんとにね、私、もう情けなく、もう寂しい思いをして帰ったうちの一人でございますので。私は、なぜ、こうしたことの今の時代の背景があるのかなと思ったら、小さいときからの指導者がいてない。指導者がいてない限り、少年、子どもたちは、5、6人が三郷の方へもって、野球を混ぜてもらっているのが今の現状なんですね。中学校は、前に、福井議員がそんな質問をされた経緯があります。だから、やっぱりね、これは学校教育関係だけの気持ちやなしに、町のやっぱりそうした子どもたちを指導していく、これは社会教育の、社会体験の中の一環になるのか、わからないけども、やっぱり、指導者が必要なんです、指導者が。そうした指導者をやっぱりいろいろと、こう、探し求めるということも、安堵町の教育の中での実践で必要じゃないかなという思いも、いたしたことでございますので、その辺のことについては、今度、文教の常任委員会で、今度、私をもっと、いろいろ寂しい思いをしたことについてお話をさせていただき、教育委員会の姿勢も聞きたいなど、こういうふうに思いますので、どうぞその辺よろしく願いしておきます。で、この機会にお願いしておきます、9月の14日木曜日、会期中でございますけども、9月の14日の9時から、案山子実施作業を行いますので、一つこの辺、議員全員の御協力をお願いいたします。それでは、本会議、本日終了いたしましたので、次回は9月15日午前10時開会でございます。本日はこれで散会いたします。

お疲れでございました。

散 会

午後0時10分
